

「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」資格化構想と 「分立」資格を前提として職域拡大する精神保健福祉士との撞着の諸相

○ 名古屋市立大学 樋澤 吉彦 (3742)

〔キーワード〕 Mental Health Social Worker 精神保健福祉士 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー

1. 研究目的

本報告は、厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」(2014/9/19～2015/8/10)「報告書」(2015/8/28)に「児童福祉司の国家資格化」が明記されたことを一応の端緒とした子ども家庭福祉分野における新たなソーシャルワーク専門職資格化構想と、日本精神保健福祉士協会(協会)による「分立」資格を前提とした職域拡大志向との撞着の諸相について、特にその具現化が目前となった同「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」(2020/9/10～2021/1/26,「20-21WG」)及び第27回以降の社会保障審議会(社保審)児童部会社会的養育専門委員会(2021/4/21～2022/2/3,「21-22 社保審専門委員会」)における「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」資格化に関する議論の論点整理を通して明らかにすることを目的としている。

2. 研究の視点および方法

報告者の問題関心の基底には一貫して精神保健福祉士の「制度」としての専門職性(新領域における排他的職能)獲得の「由来」の探索とその妥当性の是非がある(樋澤 2022). 樋澤(2020), 同(2021)では、精神保健福祉士のメンタルヘルス領域全般への職域拡大をふまえて協会がその略称を「MHSW」(Mental Health Social Worker)へと「正式」に変更したことについて、①精神保健福祉士法(士法)制定時の公衆衛生審議会(1997/2/26)における議事、②士法制定に直接かかわる国会委員会における審議内容それぞれの精査を通して、既存資格の社会福祉士との「住み分け」の課題(将来的な資格の統一化)を「棚上げ」したまま現時点における精神保健福祉士の活動を素朴に表す限りにおいてこの略称変更は正しいものの、協会が更なる「越境」の意思を志向する以上、その妥当性を完備するための必要条件として早急に上記課題の「棚卸し」の必要性がある旨を報告した。

本報告では、その具現化が目前に迫った子ども家庭福祉分野における新たなソーシャルワーク専門職資格化構想に対して、協会が一方で「既存の国家資格」を活用すべきとして新資格に明確に反対の姿勢を示しつつ、他方で上記課題の「棚卸し」となる将来的な資格の統一化議論に関しては不明瞭な姿勢を示している撞着の諸相について、上述した2015/8/28 社保審報告書における国家資格化明記以降の議論の整理を通して明らかにする。特に「20-21WG」、及び「21-22 社保審専門委員会」における議事内容について、この間にソーシャルワーク関係団体による発出されている見解・要望等もふまえて論点整理を行う。また当該事案における撞着を端的に示していると思われる「日本ソーシャルワーカー連盟」(連盟)による既存資格の統一による新資格創設等を「骨子」とした「合意文書(覚書)」(未公表)についても触れる。

3. 倫理的配慮

本報告は公刊されている文献及び資料にもとづく研究であるため、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。

4. 研究結果

本要旨では紙幅の都合上、子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワーク専門職資格化構想についての議論の経緯について時系列で示す。当該事案の一応の発端は上述のとおり社保審児童部会専門委員会「報

告書」(2015/8/28)における「児童福祉司」の国家資格化の明記に置くことができる。これを継承する形で、同「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」(2015/9/7～2016/3/10)「報告(提言)」(2016/3/10)において公的資格創設の検討が明記される。特に同第2回委員会(2015/11/18)資料の「報告骨子案」では児童相談所等におけるスーパーバイザー専門職資格としての「国家資格」の創設が明記される。2016年児童福祉法改正施行規則に基づく同「社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」(2018/9/12～12/26)においても同年3月に発生した児童虐待死事案を契機として中心的議題となったが、同「とりまとめ」(2018/12/27)では早期の国家資格化を求める意見の一方で既存の国家資格を任用すべきという意見との両論併記となる。その後、上述の通り「20-21WG」及び「21-22 社保審専門委員会」が設置される。この間、2019/1には自民党内に国家資格創設の「推進」議連(「児童虐待から子どもを守る議員の会」)、他方で既存資格の活用促進をうたう新資格「慎重」議連(「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」)が同時期に発足。同年1月に発生した児童虐待死事案も契機となり新資格構想と並行して両議連ともに適宜、厚労相子ども家庭局長や職能団体を招へいするなど活発な活動を展開する。「20-21WG」最終日(2021/1/26)に概ね資格創設の方向性は維持したまま両論併記された「とりまとめ(案)」が提示され、同年2/2に「とりまとめ」が公表される。同年2/1付福祉新聞には「日本精神保健福祉士協会常任理事は、支援対象によって資格を分断するのは避けるべきとして、近く日本社会福祉士会などと統合に向けた文書を交わすことを明らかにした」(傍点報告者)旨の記事が掲載される。以降は「21-22 社保審専門委員会」にて議論が行われるが、基本的には推進派と慎重派の議論は平行線を辿ったまま、最終日(2022/2/3)において児童福祉法改正施行から2年経過後に再度検討を行うという条件付き、且つ「国家資格として既存の社会福祉士・精神保健福祉士とは独立した資格とすべきであること」等の反対意見があったことも明記されたうえで、国家資格化は見送られる。なお、この間ソーシャルワーク職能団体及び教育学校連盟などは2014/9/14、同11/25、同11/30、2018/7/5、同12/5、2021/2/4、同2/24の計7回、見解・要望を発出している。

5. 考察

新国家資格化構想の経緯に関連して協会はやや不明瞭な動きをしている。2021/7/15付協会会報『精神保健福祉』(No.233)に掲載されている理事会報告(概要)に、連盟により「社会福祉士、精神保健福祉士の資格を統一し、新たな資格を創設に向けて取り組む」(原文ママ)と記述された「覚書」が作成されたものの、協会の「根幹にかかわる重要事項が含まれるにもかかわらず、理事会決議等の組織決定の手續を欠くため無効であり、加えて協会内での議論が尽くされていないことから現時点での事後承認をしない」ことが、「21-22 社保審専門委員会」に新資格議論の場に移った時期でもある2021/5/30協会臨時理事会において提案・承認された旨の記載がある。当該事案に関しては協会会員専用サイトにおいて説明文書を公開することについても確認されている。

子ども家庭福祉分野における新資格化構想と「覚書」に対する協会の姿勢は、協会と精神保健福祉士に対してシンプルな撞着を生起させる。すなわち、精神保健福祉士「分立」資格化の経緯をふまえれば、子ども家庭福祉分野における新たなソーシャルワーク専門職国家資格化構想という「分立」資格構想についても容認せざるを得なくなる。さらに「覚書」に対する協会对応にあらわれているように、協会がソーシャルワーク専門職資格の統一化に「保留」の立場を示すのであれば、やはり同様に新国家資格化構想という「分立」資格構想に対しても反対ではなく「保留」の立場を示さざるを得なくなる。

樋澤吉彦(2020)「日本精神保健福祉士協会による“Psychiatric Social Worker”から“Mental Health Social worker”への略称変更の妥当性について」日本社会福祉学会第68回秋季大会。

———(2021)「精神保健福祉士法制定時の国会議事録にみる『分業』化の根拠 —『PSW』から『MHSW』への略称変更の妥当性 補論—」日本社会福祉学会第69回秋季大会。

———(2022)『ソーシャルワーク専門職資格統一化のゆくえ —相模原事件と「日本精神保健福祉士協会」の動向—』(仮題)、生活書院。

*本報告は令和4年度(2022)名古屋市立大学特別研究奨励費の助成を受けたものである。